

特定個人情報保護委員会事務局職員の国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）の運用に関する規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会事務局職員の国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の運用に関する規程

（贈与等の報告及び公開に関する各省各庁の長の権限の委任）

第1条 国家公務員倫理法（以下「法」という。）第6条第1項に定める贈与等報告書及び法第7条第1項に定める株取引等報告書並びに法第8条第1項に定める所得等報告書は倫理監督官に提出するものとする。

（倫理監督官）

第2条 法第39条に定める倫理監督官は事務局長とする。

（実施の細則）

第3条 この訓令の実施に関して必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。